

岡崎市動物行政推進計画

～人と動物が共生したより良い社会を目指して～

令和3年4月

岡 崎 市

人と動物が共生したより良い社会を目指して

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれる人にとつてかけがえのない存在です。動物と過ごすと癒される、動物との生活が生きがいとなっている等動物を飼うことによって得られるものは計り知れません。また、私たちが生きていく上で、産業動物は欠かすことのできない存在です。

一方で、社会経済の変化や自然に対する働きかけの減少により、動物による被害を受けている人がいることも事実です。

このように人と動物とのかかわり合いは多様であり、その多様な関わり合いを総合的に見つめ直し、岡崎市として、人と動物が共生したよりよい社会を目指すため、岡崎市動物行政推進計画を策定しました。

ところで、人と動物が共生したより良い社会とはどのような社会でしょうか。人が動物によって幸せになる社会、動物が幸せに暮らせる社会、動物からの被害がない社会等があげられます。これらの社会を実現するにはペットを飼っている人、動物取扱業者、畜産農家、動物の被害を受ける人そして動物行政に携わる職員等、動物に関わる全ての関係者が社会全体の利益を考える共通の価値観を持ち、関係者全てが共感する仕組みづくりが必要です。

実現に向けて時間を要しますが、全ての人々にとっての人と動物が共生したより良い社会を目指して、本計画を推進してまいります。

令和3年4月

岡崎市長 中根 康浩

岡崎市動物行政推進計画

目 次

第1章 本市における動物行政の基本的考え方	1
動物行政推進計画策定の背景と位置づけ	1
動物行政の推進に向けて	4
人と動物が共生したより良い社会を目指して	5
計画期間	5
計画の点検・見直し	5
第2章 現状及び今後の施策展開の方向	6
　　愛護動物の適正飼養の推進	6
今後の施策の展開	7
1 動物愛護精神の普及啓発	8
2 適正飼養の推進	8
3 学校飼育動物に対する取組	9
4 犬・猫の処分数減少への取組	10
5 犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底	10
6 動物取扱業者・特定動物飼養施設・実験動物飼養施設の監視指導	11
7 災害に対する取組	11
　　地域に根差した畜産の振興	12
今後の施策の展開	13
1 防疫体制の強化	15
2 生産物の品質向上と安定供給の推進	15
3 資源の有効利用と環境配慮	16
4 災害に対する取組	16
　　動物園の社会的役割の遂行	17
今後の施策の展開	18
1 動物種保存の貢献	19
2 楽しく学ぶことができる教育・環境教育の充実	19
3 調査・研究への貢献	20
4 レクリエーションの場の提供	20
5 災害(家畜伝染病発生時・逸走時の緊急事態を含む)に対する取組	20

野生動物と共生する社会の実現	21
今後の施策の展開	22
1　人と動物との関係を楽しみながら学習する場の提供	23
2　動物生息環境の整備	23
3　野生動物の保護	24
4　農作物被害の減少対策	24
5　特定外来生物及び大型動物に対する生活被害の対策	25
語句説明	26

第1章 本市における動物行政の基本的考え方

動物行政推進計画策定の背景と位置づけ

人々の生活様式の変化等、近年における社会構造の変化に伴い、人と動物との関係に関わる問題も多様化・複雑化してきています。例えば、家庭動物の多頭飼育問題、外来生物による生態系の破壊問題及び野生動物による農業被害問題等はよく知られている例です。

すでに国、都道府県、市町村、民間等においては、一定の対応がなされてきています。とりわけ動物愛護に関しては、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）」の中で、都道府県は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に沿って「動物愛護管理推進計画を定める必要がある」とされています。

また、本市の畜産は環境問題や後継者不足等により近年縮小傾向にあります。一方でCSF（豚熱）や高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生や、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の合意など産業動物を取り巻く環境は大きく変動しています。産業動物のアニマルウェルフェアや周囲環境に配慮したうえで、安全な畜産物が安定して供給されるようにするために農政部署や環境部署と家畜診療を担う動物総合センターとの連携が重要です。

東公園動物園においては昭和58年の開園以来、市民に身近な動物園として親しまれてきました。開園から37年余りが経過して施設の老朽化が目立ち、アニマルウェルフェアに配慮した改修が必要です。動物園に求められる役割を行政として果たすためにも、教育機関を始めとした関係機関との連携も重要です。

また、近年においては異常気象、里山林の荒廃、外来生物等による在来種の減少、野生動物による農林産物被害の増加、野鳥による糞害等、人と野生動物の関係は徐々に悪化しています。野生動物は同じ地球に住み食物連鎖等の視点からも切り離すことが出来ない仲間であることを認知し、共生への道を進むことが必要です。

そのような状況の中、本市では、平成20年に岡崎市動物行政推進協議会を設置し、平成23年に岡崎市動物行政推進計画を策定しました。本計画を実行する中で進捗状況を点検して見直し等について協議してきましたが、協議の中で、動物行政に関し相反する考え方をどう克服していくか等の課題も見えてきました。

また、第7次岡崎市総合計画において、「人と動物の良好な関係づくり」の推進（保健部）、「生物多様性の保全」、「自然環境の保全に対する市民の意識向上」（環境部）等、様々な部署において動物及び動物を取り巻く環境を整えるための目標を掲げています。個別計画として、動物行政の基本的方向性を明確化するとともに、家庭動物、産業動物、動物園動物及び野生動物に関する各分野での課題をそれぞれ確認する一方で、行政の枠組みを超えて動物に関する施策を総合的に推進することを目的にこれまでの計画を見直したうえで引き継ぎ、SDGsの考え方

を取り入れた「岡崎市動物行政推進計画」を策定しました。

本計画の上位計画である総合計画の基本的な方向性をしめす総合政策指針（令和元年12月議決）では、令和32年度を目標年度として目指す将来都市像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めています。

また、将来都市像実現にむけて、今後10年間の各分野における10の分野別指針を定めました。

本計画は、分野別指針の「(5) 健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり」に位置付けられています。

分野別指針 (5) 健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり

後期高齢者の急激な増加を迎える中にあっても、各主体が我が事として活躍する地域共生社会の実現により保健・医療・福祉・地域が一体となって取り組むことで、誰もが生きがいや役割を持って活躍できるまちを目指します。

本計画では、上記分野別指針を軸に、各課題の解決を図ります。

また、岡崎市は2020年にSDGs未来都市に選定され、SDGsの考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



本計画は、17のゴールの内、「すべての人に健康と福祉を」の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組みの一環となります。

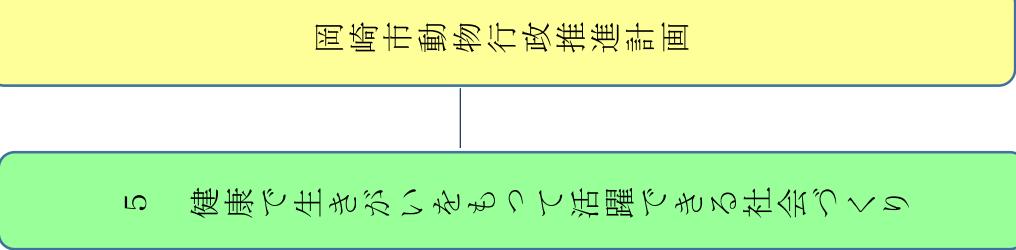


新型コロナウイルス感染症により、社会は大きな痛手を負いました。しかし、その一方で、人々が互いに助け合う姿などが見られ、目指す姿の実現が加速されました。これらの現状や対策の進捗をふまえ、リーマンショックと東日本大震災が連続して起こった2008年～2011年と、その後の回復動向を参考とします。

第7次岡崎市総合計画と本計画の位置づけ

分野別
指針
計画

基礎
事業



動物行政の推進に向けて

岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 52 号)における市の責務は「動物の愛護及びその適正な飼養についての市民の関心と理解を深めるようにするため、動物の愛護及び管理に関する知識の普及啓発その他の必要な施策を講ずる責務を有する。」と規定されています。

この責務を果たすために次の 4 つの点が重要となります。

第一に、動物に関する情報の普及啓発・環境教育の充実が挙げられます。動物愛護精神やアニマルウェルフェアの普及啓発、動物園における教育、野生動物のことを楽しみながら学習する場の提供等、動物に関する正しい知識と情報の共有は、様々な活動の前提となるものと考えられます。

第二に、人と動物がより良い関係を築けるよう個々の分野において適切に行政権限を行使すべきです。例えば、犬の登録・狂犬病予防注射の実施、動物取扱業者等の監視・指導、防疫体制の強化、アニマルウェルフェアに配慮した動物飼養環境の整備、野生動物の保護、農作物被害の減少対策の実施等はより一層の充実が求められます。

第三に、以上のような施策をより効果的に行うために、様々な実施主体と連携・協働していく必要があります。例えば、現実に環境教育については市民活動団体等と協力して行われており、動物取扱業等の監視・指導については業界団体との連携が必要不可欠です。このような協働を推進する際には、行政により強いリーダーシップが求められます。

第四に、行政内部の異なる部署間において互いに情報を共有し、時には調整を図りながら、総合的に施策を進めていく必要があります。これらを統制するために、動物総合センターは動物に関する専門知識を活かし、調整する役割が求められます。



動物総合センター

人と動物が共生したより良い社会を目指して

動物愛護の精神を広く普及し、行動として定着していくために必要不可欠なことは、なによりも市民全体の合意です。

市民の動物に対する考え方は多様であり、多様であって然るべきものです。しかし、社会的規範としての動物に対する考え方は、極力情緒論を排した市民全体の合意に基づき形成されるべき普遍性及び客觀性の高いものである必要があります。

動物と共生できる豊かな地域環境を目指して、市民全体の合意をつくる基本として、この動物行政推進計画に掲げる施策を推進していきます。

計画期間

第7次岡崎市総合計画と本計画との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として令和3年4月から令和13年3月までの10年間とします。

計画の点検・見直し

この計画は、毎年進捗状況について点検を行い、5年を目処に見直しを図ります。



東公園動物園

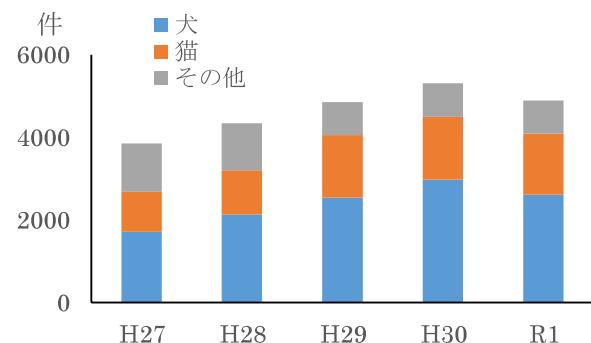
第2章 現状及び今後の施策展開の方向

愛護動物の適正飼養の推進

○動物に関する苦情の状況

動物に関する苦情については、電話や窓口での申し立ての聞き取り等を行い、職員が直接出向いて指導を行う等の対応を行っています。

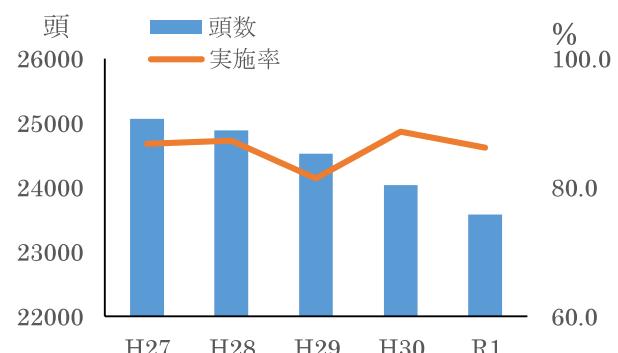
令和元年度の苦情内容で最も多いものは、犬で「放れている犬の捕獲」、猫で「所有者のいない猫への給餌行為に起因する糞尿被害」となっています。



○犬の登録と狂犬病予防注射実施状況

犬を飼養する際には、狂犬病予防法に基づく登録と、1年に1回の狂犬病予防注射の接種義務があります。

登録数は、年々減少しています。また、狂犬病予防注射接種率は、80%台を推移しています。



○学校飼育動物について

動物愛護管理法では、動物の愛護と適正な飼養に關し、学校等における教育活動等を通じて普及啓発を図るように努めることが定められています。

本市では、岡崎市動物愛護ボランティアの協力を得て、幼少時から動物愛護思想を涵養することを目的とし、平成25年度より市立保育園・市立こども園年長児に対してなかよし教室を開催しています。また、平成28年度より岡崎市獣医師会の協力を得て、小学校に対し学校飼育動物の飼い方教室を実施しています。

なかよし教室の開催回数

	H29	H30	R 1
開催回数	56	55	58

学校飼育動物の飼い方教室

	H29	H30	R 1
開催回数	8	7	7



適正飼養普及啓発チラシ

今後の施策の展開

市民の動物に対する考え方は様々です。動物が好きな方、嫌いな方、どちらでもない方がいて、犬の鳴き声、所有者のいない猫等に対する考え方も多様であり、そのためのトラブルも数多く報告されています。

したがって、今後は多くの市民の共感を呼び、幅広い層の市民が納得でき、自主的な参加を促すことができる施策を学校、地域、家庭等において展開する必要があります。

また、市内には市民と動物が接する場となる多くの第一種動物取扱業者及び間接的に市民と関わる研究施設が存在します。これら業者や施設の飼養管理等の適正化は、動物の愛護及び管理の施策の推進に重要な役割を果たします。

求められる姿

市民が動物愛護について自ら考え行動できる社会

動物が地域に受け入れられた社会

動物団体関係者との連携拡大により動物が適正に管理された社会

動物を取扱う施設において飼養が適正化された社会



センター犬 「ロッキー」



センター犬 「ハグ」

[具体的な取組]

1 動物愛護精神の普及啓発

項目	現状	今後の展開	担当課
動物総合センターにおける普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護週間に各種イベント・講演会を行い、市民へ広く啓発を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護週間に各種イベント・講演会を行い、市民へ広く啓発を行います。 	継続 動物総合センター
動物愛護精神涵養のための教育活動	<ul style="list-style-type: none"> 市立保育園及び市立こども園に対し、なかよし教室を動物総合センターにおいて行っています。 夏休み等に子ども向けの動物愛護教室を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 市立保育園及び市立こども園に対し、なかよし教室を動物総合センターにおいて行います。 夏休み等に子ども向けの動物愛護教室を開催します。 	継続 継続 動物総合センター
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> 動物総合センター、げんき館、市役所、シビックセンター等にイベント案内等を掲示しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 動物総合センター、げんき館、市役所、シビックセンター等にイベント案内等を掲示します。 	継続 動物総合センター

2 適正飼養の推進

項目	現状	今後の展開	担当課
適正飼養講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> あにもしつけ相談会、パピースクールを月1回程度開催しています。 犬のしつけ方教室等を年4回程度開催しています。 適正飼養に関する講演会を年1回開催しています。 犬の譲渡希望者に対し、月1回事前講習会を開催しています。 猫の譲渡時に完全室内飼育を含む適正飼養の指導を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> あにもしつけ相談会、パピースクールを月1回程度開催します。 犬のしつけ方教室等を年4回程度開催します。 適正飼養に関する講演会を開催します。 犬の譲渡希望者に対し、月1回事前講習会を開催します。 猫の譲渡時に完全室内飼育を含む適正飼養の指導を行います。 	継続 継続 継続 継続 継続 動物総合センター

所有者明示・避妊措置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示、リーフレット、各種イベント等で普及啓発活動を行っています。 ・動物総合センターから譲渡する成犬・成猫に対し避妊措置を施し、また子犬・子猫については譲渡後の避妊措置の実施を義務付け、報告を提出させています。 ・譲渡時にマイクロチップ装着後の登録を誓約させています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法の施行によるマイクロチップの装着及び登録の強化に伴い、飼い主について更なる啓発を実施します。 ・パネル展示、リーフレット、各種イベント等で普及啓発活動を行います。 ・動物総合センターから譲渡する成犬・成猫に対し避妊措置を施し、また子犬・子猫については譲渡後の避妊措置の実施を義務付け、報告を提出させます。 ・譲渡時にマイクロチップ装着後の登録を誓約させます。 	新規 継続 継続 継続	動物総合センター
苦情対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情はできるかぎり迅速に現場確認・指導を行っています。 ・市政だより、リーフレット、ポスター、看板等で問題発生防止のための注意喚起を行っています。 ・猫の避妊処置モデル事業を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情はできるかぎり迅速に現場確認・指導を行います。 ・市政だより、リーフレット、ポスター、看板等で問題発生防止のための注意喚起を行います。 ・猫の避妊処置モデル事業を実施します。 	継続 継続 継続	動物総合センター

3 学校飼育動物に対する取組

項目	現状	今後の展開	担当課
飼育相談の受け付け	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から依頼がある場合は愛知県獣医師会または動物園担当と協力し、飼育相談を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から依頼がある場合は、愛知県獣医師会または動物園担当と協力し、飼育相談を行います。 	継続 動物総合センター
獣医師会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市獣医師会と連携して小学校に出向き、「学校飼育動物の飼い方教室」を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市獣医師会と連携して小学校に出向き、「学校飼育動物の飼い方教室」を開催します。 	継続 動物総合センター

4 犬・猫の処分数減少への取組

項目	現状	今後の展開	担当課
引取り時の指導	・引取り時に飼養の継続や新しい飼い主を探すよう指導し、新しい飼い主探しの方法について助言を行っています。	・引取り時に飼養の継続や新しい飼い主を探すよう指導し、新しい飼い主探しの方法について助言を行います。	継続 動物総合センター
所有者不明の猫の引取り	・所有者不明の猫の引取りの際は、周辺の生活環境等を考慮し引取りを行っています。	・所有者不明の猫の引取りの際は、周辺の生活環境等を考慮し引取りを行います。	継続 動物総合センター
動物の遺棄防止及び虐待防止の普及啓発	・虐待と疑われる事例についての通報は、現場を確認し、警察と連携し対応しています。	・虐待と疑われる事例についての通報は、現場を確認し、警察と連携し対応します。	継続 動物総合センター
多頭飼育者への指導	・多頭飼育の崩壊の対応に苦慮しています。	・福祉部局等関係部署と連携して、未然に防ぐ方法等を検討します。	新規 動物総合センター
犬・猫の繁殖制限	・犬猫がみだりに繁殖して適正飼養が困難にならないよう指導しています。	・繁殖させてしまった等の飼い主には立入検査等で確認し、避妊措置実施を指導し、報告を求めます。	継続 動物総合センター

5 犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底

項目	現状	今後の展開	担当課
普及啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・HP、市政だより、リーフレットの配布等による普及啓発活動を行っています。 ・飼い犬の苦情対応時に、指導を行っています。 ・子犬の譲渡時に登録させています。 ・定期的に死亡犬等の整理を行い、登録状況を実態に合わせるようにしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HP、市政だより、リーフレットの配布等による普及啓発活動を行います。 ・飼い犬の苦情対応時に、指導を行います。 ・子犬の譲渡時に登録させます。 ・定期的に死亡犬等の整理を行い、登録状況を実態に合わせるようにします。 	継続 継続 継続 継続 動物総合センター

個別狂犬病予防注射の推進	<ul style="list-style-type: none"> 毎年4月と5月に犬の集合登録・狂犬病予防注射を実施しています。 飼い主がかかりつけの動物病院を持ち、動物病院での予防注射の実施を推進しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年4月と5月に犬の集合登録・狂犬病予防注射を実施します。 飼い主がかかりつけの動物病院を持ち、動物病院での予防注射の実施を推進します。 	継続 継続	動物総合センター
--------------	---	---	----------	----------

6 動物取扱業者・特定動物飼養施設・実験動物飼養施設の監視指導

項目	現状	今後の展開	担当課	
監視指導	<ul style="list-style-type: none"> 新規調査、更新調査及び苦情等のあった施設に監視指導を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に伴い、新たに規制された事項について監視指導を重点的に実施します。 	新規	動物総合センター
特定動物逸走時の対策	<ul style="list-style-type: none"> 飼養許可申請時に逸走時の対策について、マニュアルを確認しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養許可申請時に逸走時の対策について、マニュアルを確認します。 	継続	動物総合センター

7 災害に対する取組

項目	現状	今後の展開	担当課	
自然災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 岡崎市獣医師会と災害時の対応について、協定を締結しています。 愛知県被災動物対策連絡協議会（作業部会）に参加しています。 ペット同行避難訓練を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 岡崎市獣医師会と災害時の対応の協定に基づき連携します。 愛知県被災動物対策連絡協議会（作業部会）に参加します。 災害時における避難所でのペットの受け入れ体制を構築します。 	継続 継続 新規	動物総合センター
狂犬病予防発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病発生時のマニュアルについて、国のガイドラインを元に作成を目指しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病発生時のマニュアルについて、国のガイドラインを元に作成します。 	継続	動物総合センター

地域に根差した畜産の振興

○畜産農家について

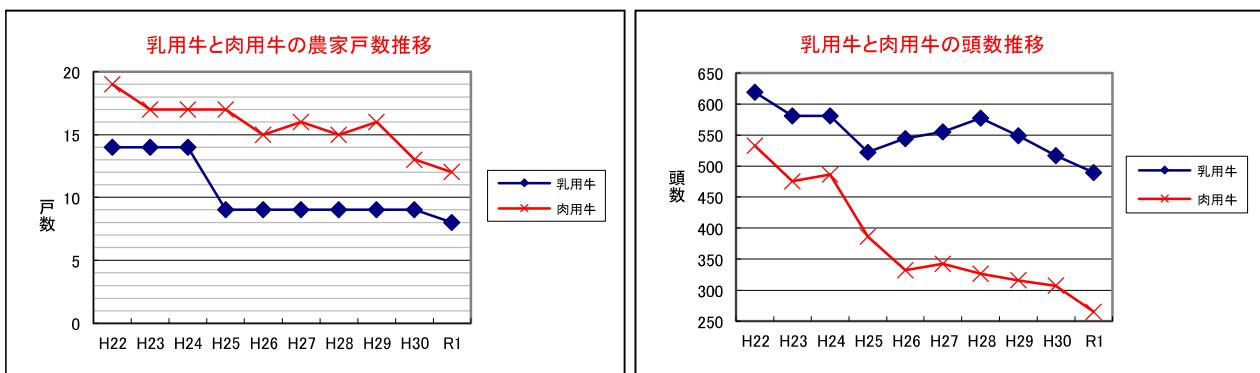
岡崎市内で飼養されている産業動物は乳牛、肉用牛（繁殖和牛・肥育牛）、養豚、採卵鶏、ブロイラーでありそれぞれ飼養の形態も異なっています。

環境問題、後継者不足等により毎年飼養戸数及び飼養頭数の減少が続いています。

また、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ、CSF（豚熱）等の伝染病に対しての不安も増大しており、併せて環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）等合意による農家への影響が懸念されています。

【乳用牛・肉用牛】

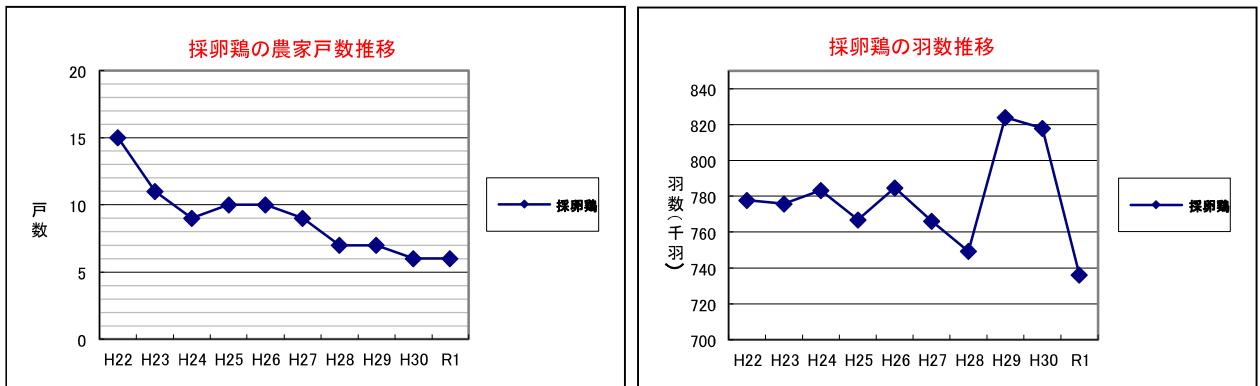
都市化の影響と後継者不足の影響が最も強く現れており、戸数及び頭数の減少に歯止めがかかりません。糞尿の堆肥化、飼養環境の改善等に取組んでいますが、コストがかかることが問題となっています。



【採卵鶏】

大型養鶏場を有するため羽数の変動は大型養鶏場の動向で増減されますが、戸数の減少は続いています。

臭気問題を解決するために鶏舎の改造に取組んでいますが、コストがかかることが問題となっています。



養豚農家、ブロイラー農家については戸数が少なく表記を省きますが同様の問題を抱えています。

○畜産業界を取り巻く環境の変化について

近年、海外からの家畜伝染病の侵入が大きな問題となっています。CSF（豚熱）については、平成30年9月に26年ぶりに国内で発生し、欧州で発生が拡大していたASF（アフリカ豚熱）も平成30年以降アジアで相次いで確認されており、日本への侵入リスクも一層高まっています。これらを踏まえ、令和2年4月には家畜伝染病予防法が改正され、家畜の所有者、国及び地方公共団体の責務が明確化されるなど、防疫体制の強化が求められています。

畜産物の生産管理については、GAPや農場HACCPの導入が東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機として一層推奨されています。また、TPPを中心とした世界的経済連携協定の推進やアニマルウェルフェアの世界的推進など、畜産業界を取り巻く環境は大きく変わっています。

○家畜の診療について

岡崎市では、市内の畜産業を推進し、安全な畜産物が安定して供給されることを目的に動物総合センターの獣医師が家畜診療を行っています。診察時には臨床検査を活用することで科学的な根拠に基づく適正な医療の提供に努めています。また、畜産団体と連携して予防接種の推進に努めています。

令和元年度 家畜診療及び予防接種実績

家畜診療件数（共済適用）	590 件	延べ診療回数 2,701 回
家畜診療件数（共済外）	150 件	
乳汁検査件数	259 件	
血液検査件数	72 件	
予防接種実施件数（豚）	540頭（日本脳炎・パルボ・ゲタ） 400頭（丹毒・A R） 150頭（大腸菌・クロストリジウム）	
予防接種件数（牛）	1,086頭（異常産・呼吸器系疾患）	

今後の施策の展開

家畜は元来、人が利用不可能な草または利用後の残さを飼料として与え、動物性蛋白、脂肪、使役等有益なものとして人に利用されるために飼養されていました。しかし、昭和40年代以降、大量生産とコスト削減の指向が高まり増頭・増羽が進みました。その結果、輸入飼料への依存率増加、周辺環境問題、排泄物の処理等に係るコスト増大等の問題が起こっています。さらに平成11年のBSE感染牛の国内発見以降、消費者はより安全で安心な食品を求めるようになりました。家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、基準を遵守しているかどうか定期報告（年一回）することを義務づけており、飼養農家の衛生管理の要求は高まっています。また、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針も示されています。各種法令に基づく基準、「産業動

物の飼養及び保管に関する基準」や「飼養衛生管理基準」等を遵守しながらアニマルウェルフェアに取り組む必要があります。

このような多様な変化に対して、産業動物を飼養する農家は様々な対応が求められています。そのため各農家の規模、経営状況、将来像を的確に捉えたうえで、「岡崎市農業振興計画」等関係農業施策と調和の取れた長期的な畜産業の推進が望されます。

求められる姿

畜産物が安全で安定供給される社会

環境保全に配慮し、生産現場と周囲との調和が取れる社会

家畜が快適に過ごすことができ、個々の能力が発揮できる環境が整った社会



[具体的取組]

1 防疫体制の強化

項目	現状	今後の展開	担当課
家畜伝染病に対する体制作りの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ、CSF（豚熱）発生時の岡崎市の防疫マニュアルを作成し、随時更新しています。 ・関係機関と連携し、家畜伝染病に関する情報共有のための講習会を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の法定伝染病（口蹄疫等）についても国のマニュアルに基づき、関係機関と連携し行動します。 	継続 農務課
予防接種の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜・家禽における生産性に甚大な被害を及ぼす可能性があり、当市で発生する可能性があるものについて予防接種の奨励を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝染性疾病の発生動向を注視し、必要な予防接種の奨励に努めます。 	継続 農務課 動物総合センター

2 生産物の品質向上と安定供給の推進

項目	現状	今後の展開	担当課
家畜診療の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・抗生素質等医薬品の適正使用を推進するため乳汁、便及び血液の検査を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場で実施可能な検査を導入し、迅速で適切な診療を行うことで、家畜のストレス及び生産者の経済的負担の軽減を図ります。 	継続 動物総合センター
衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準に基づき、農家への指導を定期的に行ってています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アニマルウェルフェアについて農家への指導を推進します。 ・農場 HACCP や GAP の導入を推進します。 	継続 動物総合センター 継続
消費者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業祭や畜産フェアで試食、即売会の実施や農産物産地ツアーを開催し、市民の方とのふれあいの場の提供を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント・農業体験等を通じて、食育の推進を行ないます。 	継続 農務課
適正な改良増殖の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・成績が明確な家畜改良事業団の精液を利用する等して、改良を行っています。 ・関係団体による登記、登録等を推進しています。 ・遺伝的能力評価（ゲノミック評価）を活用することにより、若齢牛の遺伝能 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記、登録を通じた生産・改良基盤づくりに取り組み、引き続き安定的供給と品質の向上の推進を行います。 ・繁殖雌牛について遺伝的能力評価（ゲノミック評価）の解析を全頭 	継続 新規 農務課 動物総合センター

	力評価値の解析を実施しています	実施します。		
--	-----------------	--------	--	--

3 資源の有効利用と環境配慮

項目	現状	今後の展開	担当課	
飼養環境及び周辺環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による定期的な立入検査及び診療時において適時指導を行い、産業動物の飼養及び保管に関する基準の遵守と問題発生時の対策の確認を行っています。 ・環境保全対策事業にて有効な薬剤等の照会、購入奨励を行っています。 ・関係機関と協力し講習会を開催しています。 ・有効な薬剤等の紹介・購入奨励及び関係機関と協力し講習会を開催及び定期的な指導により環境改善を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的で低コストの薬剤、技術情報の収集を行い、有効な対策を推進します。 	継続	農務課 動物総合センター
資源循環型の畜産の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜・家禽の糞尿の堆肥化と利用促進を行っています。 ・ぶどう、いちご、なす等栽培において化学肥料を減らした堆肥等の循環型農業を推進しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より安定した品質の堆肥を継続し農家に供給できるよう、堆肥マップを活用する等、耕畜連携を図ります。 	継続	農務課

4 災害に対する取組

項目	現状	今後の展開	担当課	
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市地域防災計画における家畜に対する応急処置を実施できる体制を整えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、迅速な対応ができるよう図ります。 	継続	農務課 動物総合センター

動物園の社会的役割の遂行

東公園動物園は昭和 58 年に開園して以来、市民に身近な動物園として親しまれています。その中で動物とのふれあいの場を提供し、市民の憩いの場として大きな役割を果たしてきました。開園から 37 年あまりが経過して、施設の老朽化が進んでおり、アニマルウェルフェアや来園者及び飼育員の安全性に配慮した計画的な改修が必要です。動物園として、「種の保存」、「教育、環境教育」、「調査、研究」、「レクリエーション」の 4 つの役割を果たすため継続した運営が求められます。

○入園者数

平成 28 年度はゾウ舎工事の影響等で減少しましたが、新ゾウ舎完成後は回復しています。

(単位：人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
275,610	263,190	261,540	293,620	290,910	269,020	220,820	293,270	263,460	272,660

○種の保存について

ゾウをはじめ 30 種 187 点の動物を飼育しています。飼育動物が高齢化する一方、減少傾向であった飼育種数と頭数も新たな動物を導入し、繁殖も行うことで増加しつつあります。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
31 種	29 種	30 種	27 種	26 種	24 種	25 種	26 種	28 種	30 種
204 点	197 点	182 点	174 点	172 点	170 点	173 点	175 点	171 点	187 点
令和 2 年 3 月 31 日時点の詳細				哺乳類	鳥類	爬虫類			
				15 種	12 種	3 種			
				137 点	46 点	4 点			

○教育、環境教育について

幼少期から命の大切さを感じてもらうため市立保育園、市立こども園の年長児を対象としたなかよし教室やふれあい体験を開催するなどして教育普及活動の充実を図っています。イベントもレクリエーション要素のみならず、学習要素を取り入れるように工夫しています。

なかよし教室

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
39 園	38 園	38 園	39 園	38 園	38 園	37 園
46 回	48 回	50 回	54 回	56 回	55 回	58 回

ふれあい体験

(単位：人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
60,172	51,176	63,309	56,099	59,450	66,262	63,967	62,499	56,736	56,902

○調査、研究について

動物園における飼育、繁殖、獣医療等に関する事例について調査、研究し、各種研究会等で発表しています。また、大学等の学術研究の受け入れを積極的に行ってています。

○レクリエーションについて

見て楽しむだけでなく、各種動物とふれあい、動物について楽しく学ぶことのできる様々なイベントを年間を通して企画しています。

○動物園の再整備状況

老齢となったアジアゾウの生活環境及び飼育員の安全性に配慮した新ゾウ舎を平成29年に新築しました。老朽化の進む動物舎はインコ舎、放鳥舎、ニホンザル舎の順に建て替えを計画しています。

今後の施策の展開

動物園として、「種の保存」、「教育、環境教育」、「調査、研究」、「レクリエーション」の4つの役割を果たすため、これまでどおり岡崎市自らが運営するが故の専門性や継続性を基盤に、市民の要求に柔軟に対応し、独自性のある運営に取り組みます。特に、教育、環境教育に関しては、その充実を図るために教育機関等との連携を図り、より愛される動物園を目指し、市民や企業との協働した運営について検討を進めます。

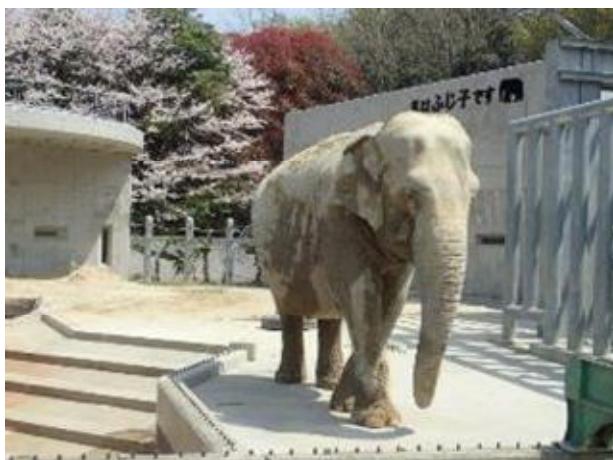
アニマルウェルフェアや来園者及び飼育員の安全性に配慮した施設の改修も引き続き進めています。

求められる姿

アニマルウェルフェアに配慮した動物園

教育の拠点となる動物園

市民参加、体験の機会が提供される動物園



[具体的な取組]

1 動物種保存の貢献

項目	現状	今後の展開	担当課
飼育及び繁殖	<ul style="list-style-type: none"> 他の動物園等と飼育動物の交換を行い、飼育動物種を確保し、近縁での繁殖を防いでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 他園と連携を密にし、交換等できる動物を探します。 	継続 動物総合センター

2 楽しく学ぶことができる教育・環境教育の充実

項目	現状	今後の展開	担当課
各種教育イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 動物について楽しく学ぶことができる各種イベントを開催しています。 動物ごとの解説（スポットガイド）を行い、遠足等来園者に対し、教育的取組をしています。 命を感じることのできるふれあい事業を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に応じた教育イベントを企画します。 学びを求める団体を広く受け入れ、教育の充実を図ります。 アニマルウェルフェアに配慮したふれあい事業を実施します。 	継続 継続 継続 動物総合センター
各種教室、講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 市立保育園、市立こども園の年長児を対象になかよし教室を実施しています。 各種団体等の依頼に応じた出前講座を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関と連携した教育プログラムの作成を検討します。 	新規 動物総合センター
教育的展示、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ライブラリーに動物の図書を置いています。 機関紙を年に4回発行しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 人とかかわりのある動物の教育的展示を検討します。 ライブラリー及び機関紙を充実させ啓発を図ります。 	継続 継続 動物総合センター
実習生等の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験及び実習の受入れを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関と連携し、職場体験及び実習を積極的に受け入れます。 	継続 動物総合センター

3 調査・研究への貢献

項目	現状	今後の展開	担当課	
動物総合センターを利用した調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 大学等の学術研究受入れを行っています。 資料の収集を行っています。 各種学会、研究会等に参加し、調査研究成果を発表しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学等の学術研究の受け入れを積極的に行います。 動物園における飼育、繁殖、獣医療等に関する事例について調査、研究し、各種研究会等で積極的に発表します。 計画的に図書を購入し、蔵書を充実します。 	継続 継続 継続	動物総合センター

4 レクリエーションの場の提供

項目	現状	今後の展開	担当課	
施設の保守・整備と利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 開園から37年あまりが経過し、施設の老朽化が進んでいます。一部の施設がアニマルウェルフェアに配慮した施設となっていません。 飼育動物の正常な行動の多様性を引き出すため環境エンリッチメントに取り組んでいます。 オリジナルキャラクターを作成しました。 	<ul style="list-style-type: none"> アニマルウェルフェアや来園者及び飼育員の安全性に配慮した動物舎の改修を進めます。 環境エンリッチメントに継続して取組み、動物にとって更なる快適な環境を提供します。 オリジナルキャラクターを活用して広報に努め、利用の促進を図ります。 市民や企業との協働した運営について検討を進めます。 	継続 継続 新規 新規	動物総合センター

5 災害(家畜伝染病発生時・逸走時の緊急事態を含む)に対する取組

項目	現状	今後の展開	担当課	
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 動物園における災害時のマニュアルを策定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練を定期的に行い、非常時に備えます。 	継続	動物総合センター

野生動物と共生する社会の実現

○自然環境保全の推進実績

(単位:回)

講座名	H27	H28	H29	H30	R 1
環境教室（生物多様性）	7	6	6	6	4

※ その他、定例の講座以外にもニーズに合わせた啓発活動を推進していきます。

○特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）による生活被害の防除実績

自治会による捕獲檻の設置

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
件数	27	32	23	16	10

外来害獣捕獲檻貸出制度による捕獲檻の設置（個人の生活被害が対象）

年度	R 1
件数	5

特定外来生物の防除実績（農林業被害防止目的の有害駆除実績を含む） (単位:頭)

対象鳥獣	H27	H28	H29	H30	R 1
アライグマ	21	59	74	76	82
ヌートリア	1	1	2	0	0

○鳥獣被害対象動物の捕獲及び防除実績等

個体数調整

(単位:頭)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
イノシシ	1,260	1,373	947	1,028	1,317	1,480
ニホンジカ	514	608	542	536	451	634
ニホンザル	64	60	54	20	28	99

鳥獣被害対策事業補助（防護柵や捕獲檻の取得費を補助。また狩猟免許取得費を補助）

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
防護柵（延長）	6 km	6 km	3 km	3 km	3 km	3 km
捕獲檻（基數）	6 基	4 基	11 基	11 基	14 基	3 基
狩猟免許(人数)	10 人	28 人	23 人	23 人	17 人	9 人

鳥獣被害防止施設整備事業（大規模侵入防止柵の設置）

	H27	H28	H29	H30	R 1
猪用柵（延長）	9.4km	22.4km	4.9km	5.0km	3.3km
鹿用柵（延長）	48.9km	26.0km	15.3km	6.3km	7.6km
猿用柵（延長）	4.4km	11.7km	1.0km	7.1km	4.3km
合計（延長）	62.7km	60.1km	21.2km	18.4km	15.2km

今後の施策の展開

私たちは、自然から豊かな恵みを受けています。自然は、そこで生きる多種多様な生物との間の絶妙なバランスの上に成り立っています。私たちは生態系の構成員として、共生を目指し生態系を守る必要があります。

しかし、異常気象、里山林の荒廃、外来生物等による在来種の減少、野生動物による農林産物被害の増加、野鳥による糞害等、人と野生動物の関係は徐々に悪化しています。

野生動物は同じ地球に住み食物連鎖等の視点からも切り離すことが出来ない仲間であることを認知し、農林産物被害を防止し、農林業の振興及び経営の安定を図りつつ、共生への道を進むことが必要です。

求められる姿

自然保護思想の行き届いた社会

郷土の自然への関心の高い社会

人と野生動物が共生している社会

[具体的取組]

1 人と動物との関係を楽しみながら学習する場の提供

項目	現状	今後の展開	担当課
各種イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の大切さや自然との共生のあり方について学ぶ環境教室を実施しています。 ・野生動物に親しみも持つてもらうため野鳥観察会を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の大切さや自然との共生のあり方について学ぶ環境教室を実施します。 ・野生動物に親しみも持つてもらうため野鳥観察会を開催します。 	継続 継続 環境政策課

2 動物生息環境の整備

項目	現状	今後の展開	担当課
都市部における野鳥等の生息空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡崎市緑の基本計画 2021」を策定しました。 ・平成 24 年度に生物多様性の地域戦略（生物多様性おかげさき戦略）を策定し、人が自然と共に持続可能な生活を営むことができる地域づくりを推進しています。 ・平成 30 年度に岡崎市野鳥保護管理指針を策定し、野鳥との共生ができるまちを目指しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡崎市緑の基本計画 2021」を推進します。 ・生態系ネットワークの推進をします。 ・生物多様性おかげさき戦略を見直し、最新の状況に合わせた改訂を実施します。 	新規 継続 新規 公園緑地課 環境政策課
里地、里山の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・おかげさき自然体験の森の維持管理を行っています。 ・各森の駅で地元活動団体が里山づくりを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を守り、育てる活動者の育成を行っていきます。 ・所有者、市民、行政が連携をとり保全活動の推進を図ります。 ・自然体験の大切さを啓発します。 	継続 継続 継続 環境政策課 環境政策課 森林課
人工林の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐等の施業に対して、補助金を交付しています。 ・あいち森と緑づくり事業を活用して、間伐する候補地のとりまとめを実施しています。 ・森林管理システムを活用し、森林の適正な管理を進めています。 	・人工林の間伐を推進して、低い草木が豊かで健全な森を維持し、野生生物の生息・生育環境の保全と希少生物等が生息しやすい環境を作ります。	継続 森林課

3 野生動物の保護

項目	現状	今後の展開	担当課	
各種調査・計画策定・監視	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 3 月に「第二次岡崎市版レッドリスト 2018」を作成しました。 希少な動植物の保護のため、平成 21 年 2 月から北山湿地を自然環境保護区に指定しています。 令和 3 年 3 月現在 7 名の自然環境監視員を岡崎市長が委嘱し、指定希少野生動植物及び自然環境保護区の監視活動等を行っています。 平成 21 年度より希少種の生息情報について調査しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定希少野生動物種の指定や岡崎版レッドデータリストの更新に向け、調査を継続します。 市民が近隣に生育する希少な生物の存在を知り、守り育んでもらうための周知を検討します。 定期的な監視活動を行います。 	継続 継続 継続	環境政策課
負傷野生動物の保護	<ul style="list-style-type: none"> 負傷野生動物の保護、加療を施し、放獣を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷野生動物の保護、加療を施し、放獣を行います。 	継続	動物総合センター

4 農作物被害の減少対策

項目	現状	今後の展開	担当課	
鳥獣被害対象動物の捕獲及び防除	<ul style="list-style-type: none"> 岡崎市鳥獣被害対策実施隊を設置し、鳥獣被害対象動物の出没時にモデルガンでの追払いや捕獲など、迅速な対応をしています。 岡崎市鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会に委託して鳥獣被害対象動物の捕獲を行っています。 電気柵等による被害防止施設の設置補助を行っています。 岡崎市鳥獣害対策協議会による、大規模侵入防止柵の設置を行っています。 ニホンザル対策に I C T を活用した行動域の調査や大型捕獲檻の設置等を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵や大規模侵入防止柵の設置補助を継続し、鳥獣被害対象動物の農林地への侵入を防ぎます。 山奥の耕作放棄地に果樹を植えて餌場を造ることで鳥獣被害対象動物を誘引し、本来生息すべき山に戻します。 	継続 新規	農務課

5 特定外来生物及び大型動物に対する生活被害の対策

項目	現状	今後の展開	担当課
特定外来生物に対する被害対策	<ul style="list-style-type: none"> アライグマ・ヌートリア被害防止対応マニュアルを策定し、地域でひろく生活被害がある場合、捕獲オリを設置し、捕獲駆除を行っています。 アライグマ・ハクビシン・ヌートリアによる生活被害を被っている個人に捕獲檻の貸出しを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> モデル地区を設定し、重点的な捕獲を行う等、より効果的な捕獲等を検討していきます。 自治体を超えた広域での防除が実施できるよう働きかけを行います。 	<p>継続 新規</p> <p>環境政策課 動物総合センター 農務課 環境政策課</p>
大型動物に対する被害対策	<ul style="list-style-type: none"> 大型野生獣等出没危険防止対応マニュアルを策定し、環境政策課、農務課、動物総合センターで対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課にて情報共有し、マニュアルに沿って、実施します。 	<p>継続</p> <p>環境政策課 農務課 動物総合センター</p>

語句説明

アニマルウェルフェア	日本語では「動物福祉」と訳される。動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態と定義され、具体的な基準・目標として「5つの自由」が国際的に認知されている。 ①飢えや渴きからの自由、②痛み、負傷、病気からの自由、③恐怖や抑圧からの自由、④不快からの自由、⑤自然な行動をする自由
遺伝的能力評価 (ゲノミック評価)	各個体のDNAを検査して型を判定し、そのわずかな違いから遺伝的能力を推定する方法で、「どの牛が遺伝的に優れているか、どの形質が優れているか等」が極めて早い段階で判明できる。
犬の登録	狂犬病予防法に基づき、飼い主には、犬を飼い始めてから30日以内に市町村長に登録を申請することが義務付けられている。（登録すると「鑑札」が交付され、装着が義務付けられている。）登録によって、どの地域に何頭の犬がいるのかを把握することができる。
岡崎市鳥獣害対策協議会	有害鳥獣による農林産物の被害防止に関する施策について協議する組織団体。構成員は12名で、市、農林業団体、獵友会、愛知県等の関係団体から成る。平成22年度に設置され、金属製大規模侵入防止策の設置、有害鳥獣捕獲業務に関することなどの活動を実施している。
岡崎市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣による農林産物の被害防止等のために設置された組織団体。平成23年度に設置され、①対象鳥獣の捕獲等、追払い活動に関する事項、②鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の緊急対処に関する事項などの活動を実施している。
岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、人と動物が共生する快適な生活の確保を図ることを目的とした条例

�冈崎市動物愛護ボランティア	平成23年度より岡崎市が募集・養成しているボランティア。岡崎市となかよし教室等愛護活動等を協働して行っている。
外来生物	もともとその地域に生息していなかったが、人の活動によって他の地域から入ってきた生物。外来生物により在来生物が減少する問題が起こっている。
家庭動物	愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
環境エンリッチメント	飼養動物が本来備わった習性に基づく行動を発現するよう飼養環境を多様に整えることを指す。
狂犬病	狂犬病ウイルスの感染によっておこる病気。犬だけではなく人を含め哺乳類全てに感染し、発病した場合は重い神経症状を伴い、ほぼ100%死亡するとても恐ろしい病気。全世界で毎年約55,000人が狂犬病の感染により亡くなっている。
狂犬病予防注射	狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の犬の飼い主には、飼っている犬に年に1回狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられている。(予防注射を受けると、「注射済票」が交付され、装着が義務付けられている。)犬への予防注射によって、犬が狂犬病に感染することを予防し、ひいては人への感染拡大を防ぐことができる。
産業動物	産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物のこと。一般的に家畜・家禽と呼ばれ、牛・豚・馬・ヒツジ・ヤギ・鶏等が知られている。
自然環境保護区	生態系や地形・地質・水源などを保全・涵養するために設けられる区域
自然保护監視員	保護区における野生動植物並びに市内における指定希少種及び移入種の生息又は生育状況の監視並びに指定希少種の捕獲等及び指定移入種の放逐等の違反行為の監視、報告及び違反者に対する指導を行う者

所有者明示（個体識別）措置	動物の所有者が、その所有する動物が自分の動物であることを明らかにするための措置。飼い主の責任の所在を明らかにすることによって、動物の迷子や遺棄等を防止することを目的としている。具体的には、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札、鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等
水源涵養林	雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、水流が一時に河川に集中して洪水を起こすことを防ぐ河川上流域の森林
センター犬	動物に関する広報活動、しつけ教室のデモンストレーション、ふれあい活動を行う動物総合センターで飼養している犬
動物行政調整会議	多部局に渡る動物に関する事務を協議する会議。構成員は動物総合センター所長、環境政策課長、農務課長、公園緑地課長から成る。
動物取扱業	平成 24 年度の動物愛護管理法の一部改正により、動物取扱業は、ペットショップやペットホテル等営利性がある第一種動物取扱業、動物保護施設など営利性がない業で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物を取り扱う第二種動物取扱業に分けられた。動物愛護管理法に基づき第一種動物取扱業を営もうとする者は、保健所長の登録を受けなければならず、事業所ごとに動物取扱責任者の選任義務がある。第二種動物取扱業を営もうとする者は、あらかじめ保健所長への届出が必要である。第一種動物取扱業には次の 7 業種がある。第二種動物取扱業は、動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示の 5 業種である。
販売	動物の小売や卸売りやそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業。（取次ぎや代理を含む。） ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売など
保管	保管を目的として顧客の動物を預かる業。 ペットホテル、ペットシッターなど
貸出し	愛がん、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業。 ペットレンタル業者、動物派遣業者など
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業。動物の訓練・調教業者など

展示	動物を見る業。（動物とのふれあいの提供を含む。） 動物園、水族館、移動動物園、動物サーカスなど
競りあっせん	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場をもうけて競りの方法により行う業。平成 24 年度の動物愛護管理法の一部改正により追加された業種。動物オークション市場など
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業。平成 24 年度の動物愛護管理法の一部改正により追加された業種。老犬・老猫ホームなど
動物の愛護及び管理に関する法律 (動物愛護管理法)	動物の愛護と動物の適正な管理(危害や迷惑の防止等)を目的とした法律。動物の飼い主責任、動物取扱業の規制、周辺生活環境の保全、特定動物の飼養規制等について規定している。
動物の遺棄	動物を捨てること。動物愛護管理法で禁止されており、罰則(一年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)が規定されている。
特定動物	トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物愛護管理法施行令で定められた動物のこと。約 650 種が選定されており、特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、保健所長の許可が必要。愛玩目的での飼養はできない。
マイクロチップ	動物の個体識別措置等を目的とした電子標識器具のこと。直径約 2 mm × 長さ約 12 mm の円筒形のガラスカプセルで、中に封入されている IC チップに、15 桁の固有番号が書き込まれている。動物の皮下に注入し、専用の読み取り機(リーダー)でその番号を読み取る。
G A P (農業生産工程管理)	Good Agricultural Practice の頭文字をとった言葉で、直訳すると「よい農業のやり方」という意味。農産物を作る際に適正な手順やモノの管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する取組。作業手順の標準化や効率化が図れ、さらに安全性が確保され、その結果としてよい農産物を作り出すことができるようになる。

H A C C P (危害分析及び重要管理点)	最終製品の抜き取り検査で安全性を保証する方式でなく、技術的・科学的な根拠に基づいて連続的に管理状態をモニターし、製造ロット内のすべての製品を保証しようとするもので、原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止（予防、消滅、許容レベルまでの減少）するための重要管理点（CCP）を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録（モニタリング）し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決するので、不良製品の出荷を未然に防ぐことができるシステムのこと。
----------------------------	---
